



令和7年2月13日

各 位

会 社 名 株式会社TKC  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 飯塚 真規  
(コード番号9746 東証プライム市場)  
問合せ先 執行役員 経営管理本部長 中嶋 芳典  
(TEL 03-3235-5511)

## 業績連動型株式報酬制度の継続に関するお知らせ

当社は、令和7年2月13日開催の取締役会において、平成30年度より導入した当社の取締役および執行役員（社外取締役および国外居住者を除く。以下「取締役等」という。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の継続を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の継続

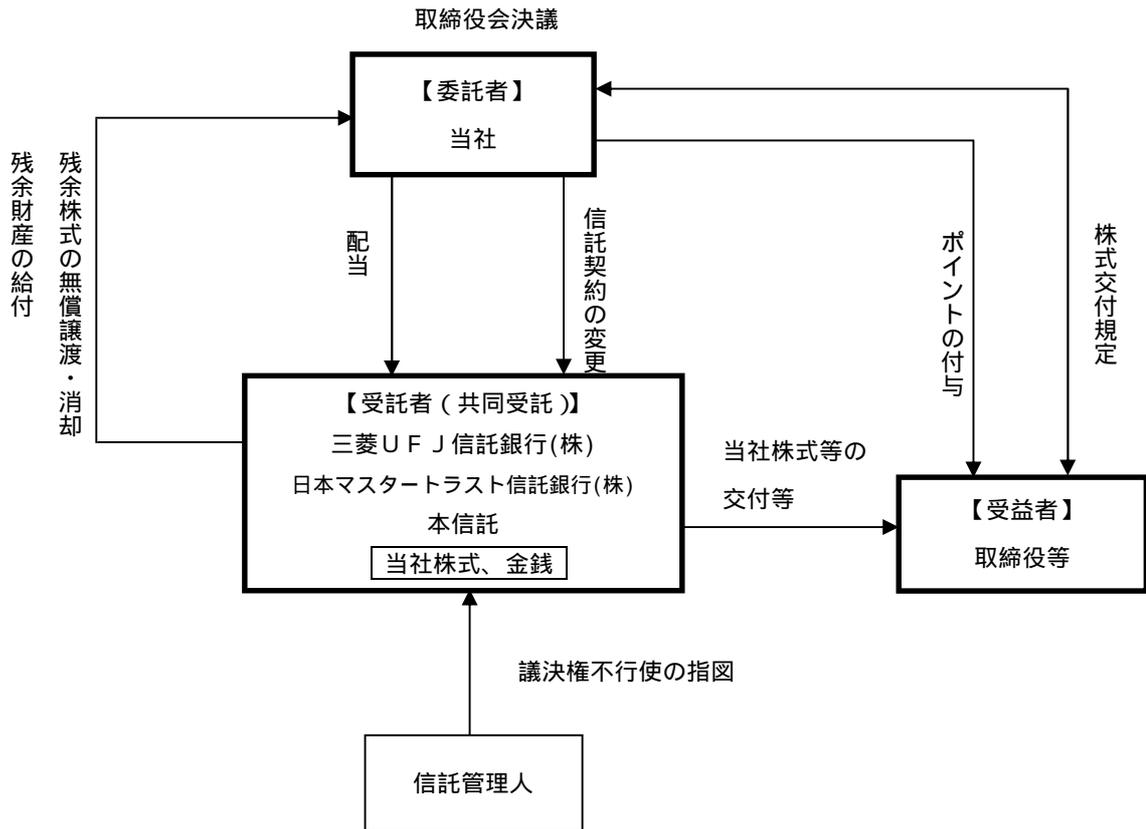
- (1) 当社は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、本制度を継続することを決定いたしました。
- (2) 本制度は、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用しています。BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬(Performance Share)および譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)と同様に、業績の目標達成度および役位に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を当社取締役等に交付および給付（以下「交付等」という。）する制度です。

#### 2. 本制度継続の概要

本制度の継続にあたり、以下のとおり、設定済みのBIP信託の信託期間を延長いたしますが、以下に記載する内容を除き、平成30年度に設定し、令和3年度に継続を実施した本制度の内容を維持します。

- (1) 信託期間の延長および延長時における残存株式および金銭の承継  
令和7年2月末日に信託期間が満了する既存のBIP信託について、令和10年2月末日（この日が営業日でない場合には、翌営業日とする。）まで信託期間の延長（以下、「本延長」という。）を行うことにより、本制度を継続的に実施します。また、令和7年2月末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に交付が予定されている当社株式で交付が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等を延長後のBIP信託に承継します。
- (2) 対象期間  
本制度の継続後の対象期間は、令和7年9月30日で終了する事業年度から令和9年9月30日で終了する事業年度までの3事業年度とします。  
( )本延長後にさらに信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度を対象期間とし、業績の目標達成度および役位に応じて、当社株式等の交付等を行います。

### 3. 本制度の概要



当社は、取締役会において、本制度の継続を決議しております。

当社は、本制度の内容に係る株式交付規定を制定済です。

当社は、信託契約の変更にに基づき、B I P信託の信託期間を延長いたします。本延長にあたっては、金銭の抛出および当社株式の追加取得は行いません。

本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。

本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

信託期間中、(a)毎事業年度における業績目標の達成度および(b)役位に応じて、毎年、取締役等に一定のポイントが付与されます。

一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等の退任時に累積ポイントに応じて当社株式等について交付等を行います。

業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社は取締役会決議によりその消却を行う予定です。

本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

(注) 受益者要件を充足する取締役等への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

(ご参考)

【信託契約の内容】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	取締役等のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	専門実務家であって当社と利害関係のない第三者
信託の期間	平成31年2月26日～令和7年2月28日 (令和7年2月20日の信託契約変更により、令和10年2月29日まで延長予定)
取得株式の総額	本延長に際して、株式の追加取得は行いません。

以上